大規模小売店舗の変更について (公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年11月1日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 喜多町ショッピングセンター

所在地 長岡市喜多町土地区画整理事業地内4街区

設置者 中興ビルヂング株式会社

- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)(仮称)喜多町ショッピングセンター

(変更後) 喜多町ショッピングセンター

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 中興ビルヂング株式会社 代表取締役 細川 恭一

(変更後) 中興ビルヂング株式会社 代表取締役 熊倉 哲

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者

(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司

(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志

- 3 変更年月日
 - (1) 平成28年1月28日
 - (2) 令和元年7月20日
 - (3) 令和元年5月1日
- 4 変更の理由
 - (1) 店舗名称が正式に決定したため
 - (2) 設置者の代表者変更のため
 - (3) テナントの小売業者の代表者交代のため
- 5 届出年月日

令和元年9月17日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業·地場産業振興課

(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和元年11月1日から令和2年3月1日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業·地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp